

| | |
|----------------------|-------------------|
| 項目 | 各種事務事業の取扱い - 道路事業 |
| 道路事業は、さいたま市の制度に統一する。 | |

主な項目とその取扱い

| | |
|--------------|----------------|
| 道路整備事業 | さいたま市の制度に統一する。 |
| 私道舗装等整備助成制度 | さいたま市の制度を適用する。 |
| 公共施設案内標識管理業務 | さいたま市の制度に統一する。 |
| 道路応急修繕業務 | さいたま市の制度に統一する。 |

議案第 29号関係（各種事務事業の取扱い - 道路事業）

| 現 況 | |
|--|--|
| さいたま市 | 岩槻市 |
| <p>1 道路整備事業</p> <p>(1) 目的 道路を寄付により、拡幅整備する。</p> <p>(2) 制度内容 ・整備幅員 4.0m以上 ・側溝敷設、舗装整備</p> <p>(3) 補償基準 「さいたま市暮らしの道路整備に関する要綱」の基準により補償</p> <p>2 私道舗装等整備助成事業</p> <p>(1) 目的 私道の舗装整備を行う者に費用の一部を助成し、交通安全の確保と生活環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 助成要件（以下の全ての要件に要該当） ・幅員 1.8m以上 ・排水施設を整備する場合は、流末排水に支障がないもの ・公道から公道に通じており不特定多数の人が利用しうるもの又は5戸以上の家屋が建ち並び不特定多数の人が利用しうるもの ・他 3項目の要件</p> <p>(3) 平成 15 年度実績 43 件 80,870 千円</p> <p>3 公共施設案内標識管理業務 管理方法 ・設置者所管で維持管理する。 ・占用については、道水路管理者と協議する。</p> <p>4 道路応急修繕業務</p> <p>(1) 目的 交通事故を未然に防止するため、破損の激しい道路の緊急補修を行い、交通の円滑化を図る。</p> <p>(2) 事務内容 パトロール及び苦情等により発生した現場の調査から緊急補修までの事務</p> | <p>1 道路整備事業</p> <p>(1) 目的 既設道路の修繕及び舗装・側溝新設・改築等生活道路の整備を行う。</p> <p>(2) 制度内容 ・整備幅員 6.0m以上 ・側溝敷設、舗装整備</p> <p>(3) 補償基準 設定なし</p> <p>2 私道舗装等整備助成事業 実施していない。</p> <p>3 公共施設案内標識管理業務 管理方法 サイン計画実施規則及び公共施設案内標識設置要綱に基づき、担当課から引き継ぎ交通防災課にて一括維持管理する。</p> <p>4 道路応急修繕業務</p> <p>(1) 目的 交通事故を未然に防止するため、破損の激しい道路の緊急補修を行い、交通の円滑化と市民の安全確保を図る。</p> <p>(2) 事務内容 パトロール及び苦情等により発生した現場の調査から緊急補修までの事務</p> |

| 現 況 | |
|--|---|
| さいたま市 | 岩槻市 |
| <p>(3) 補修体制 市内を 8 地区に分けて単価契約を結んで、補修にあたる。(各区役所でも単価契約を結んでいる。)</p> | <p>(3) 補修体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷砂利、側溝蓋架等の業務委託 ・道路舗装の穴埋め等直営業務 |